

第3期白石町地域福祉計画

(素 案)

令和4年1月

白 石 町

目 次

第1章 計画の概要	- 1 -
1. 計画策定の趣旨	- 1 -
2. 計画の位置づけ	- 2 -
3. 計画の期間	- 3 -
4. 計画の策定体制と町民参画	- 3 -
5. 「自助」「共助」「公助」の役割	- 4 -
第2章 統計からみる白石町の現状	- 5 -
1. 少子高齢化の進行	- 5 -
2. 要介護等認定者数及び認定率の推移	- 8 -
3. 自然動態	- 10 -
4. 障がい者等の状況	- 11 -
第3章 計画の基本理念と基本目標	- 12 -
1. 計画の基本理念と基本目標	- 12 -
2. 計画の体系	- 13 -
第4章 具体的な取り組み	- 14 -
基本目標1 地域の中で支え合う仕組みづくり	- 14 -
基本目標2 一人ひとりの個性に応じた包括的な支援を受けられる体制づくり	- 22 -
基本目標3 いつまでも健やかで幸せに暮らすための仕組みづくり	- 26 -
基本目標4 安全なまちで安心して暮らせる仕組みづくり	- 31 -
第5章 成年後見制度の利用促進	- 38 -
1. 成年後見制度の経緯	- 38 -
2. 成年後見制度とは	- 38 -
第6章 計画の実現のために	- 42 -
1. 支援関係機関等との連携・協働	- 42 -
2. 計画の進捗管理	- 42 -
資料編	- 43 -
1. 白石町地域福祉計画策定委員会 委員名簿	- 43 -

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成30年の社会福祉法改正において、地域福祉計画は、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるよう努めることとされました。

これまで、分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者や障がい者、子育て世帯などの地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対し、包括的な対応を地域づくりとあわせて進めることや持続可能な地域づくりと結びつけた取り組みを進めることが求められています。

また、同改正においては、市町村に

- ① 住民に身近な圏域で、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みる環境の整備
- ② 住民に身近な圏域で、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に取り組むことにより、「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制を整備

することが新たに努力義務とされました。

本町では、令和3年度末をもって「第2期白石町地域福祉計画」の計画期間が満了することから、国の動向を踏まえながら見直しを行う必要があり、これまでの取り組みの成果と残された課題を検証しつつ、地域を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズに対応した、「第3期白石町地域福祉計画」を策定することとしました。

■ 地域福祉計画について

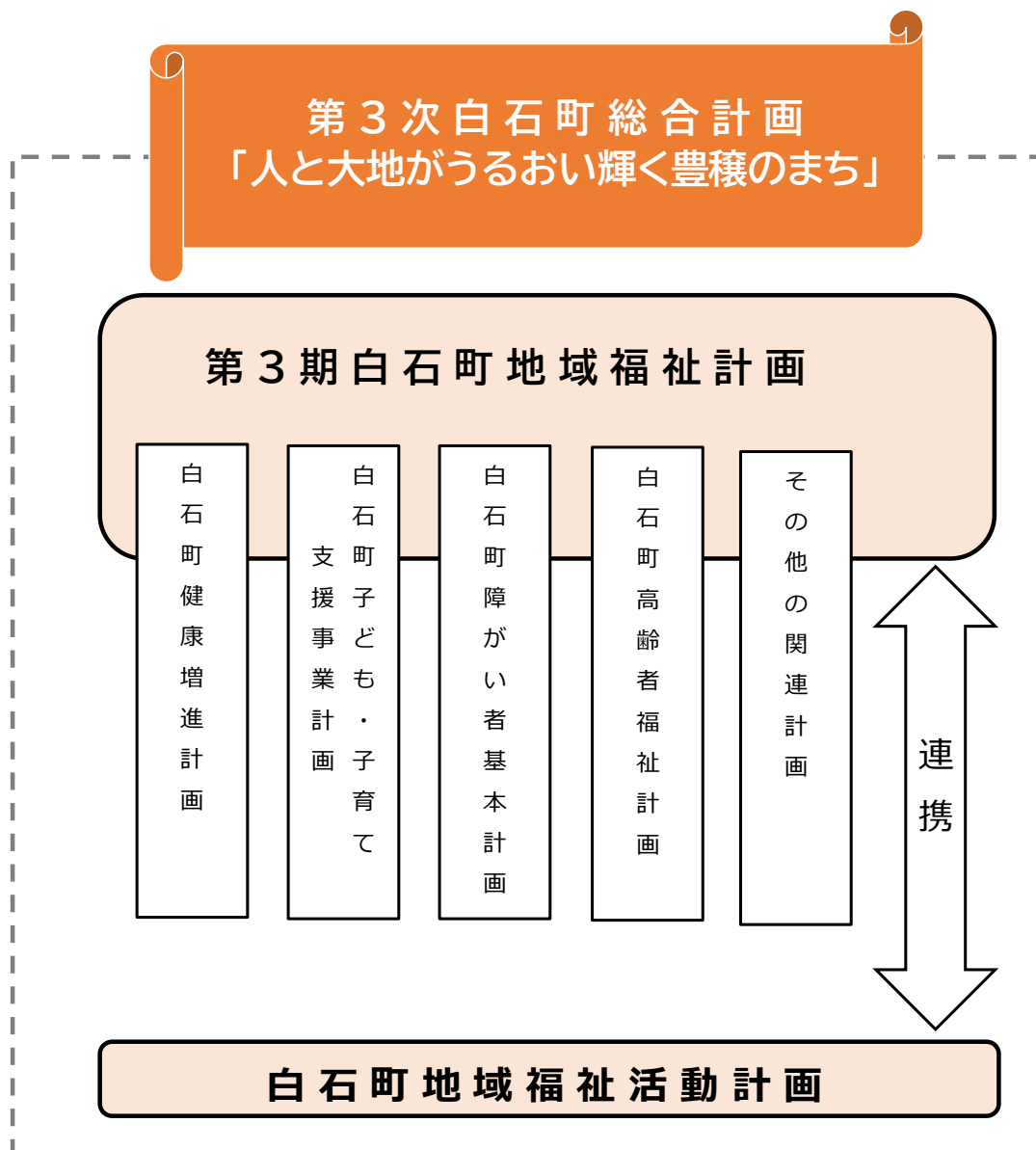
地域福祉計画	地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画です。 本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために、必要となる施策の内容や量、体制について、庁内関係部局や支援関係機関、専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくための計画です。
--------	---

2. 計画の位置づけ

白石町地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づいて策定されるものです。「白石町高齢者福祉計画」「白石町障がい者基本計画」「白石町子ども・子育て支援事業計画」「白石町健康増進計画」のほか、各分野の具体的施策を定めた関連計画の上位計画と位置づけ、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めるものです。

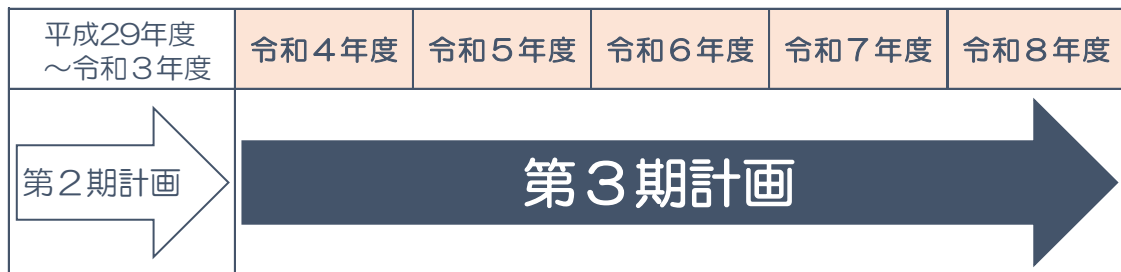
白石町地域福祉計画の実施にあたっては、本町のまちづくりの指針である「第3次白石町総合計画」を最上位計画とし、防災、教育、都市整備などのあらゆる分野との連携を図りながら推進します。

<計画の位置づけ>



3. 計画の期間

本計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会情勢や町民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



4. 計画の策定体制と町民参画

(1) 町民意識アンケート調査

本計画の策定に先立ち、町民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「白石町地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

[アンケート調査の実施概要]

調 査 対 象	町内在住の20歳以上の町民2,000人（無作為抽出）
調 査 方 法	郵送による配布・回収
調 査 期 間	令和3年8月27日～令和3年9月21日
有 効 回 答 数	803人（回収率：40.2%）

(2) 白石町地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見を聴取するために、「白石町地域福祉計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、町民の意見を広く聴取するためホームページ等でパブリックコメントを実施しました。

5. 「自助」「共助」「公助」の役割

地域福祉活動を進めるには、公的サービスが整備されるだけでなく、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること（自助）や、近隣の身近な人がお互いに助け合い・支え合うこと、また、地域活動・地域福祉活動を行う人たちや地域の事業所などが連携し、それぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと（共助）の重要度がますます高まっています。

町は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・共助を支援していくこと（公助）により、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

区分	説明	取り組みの主体
自 助	個人や家族による 支えあい・助け合い	個人・家族
共 助	地域社会による 助け合い	社会福祉協議会、自治会 民生委員・児童委員、ボランティア 社会福祉法人、NPO法人、医療機関 教育機関、一般企業など
公 助	公的な制度として行 う福祉・保健・医療そ の他のサービスや提 供体制づくり	国、県、白石町、地域包括支援センターな どの公的機関 社会保険制度、医療保険制度、年金、介護 保険など

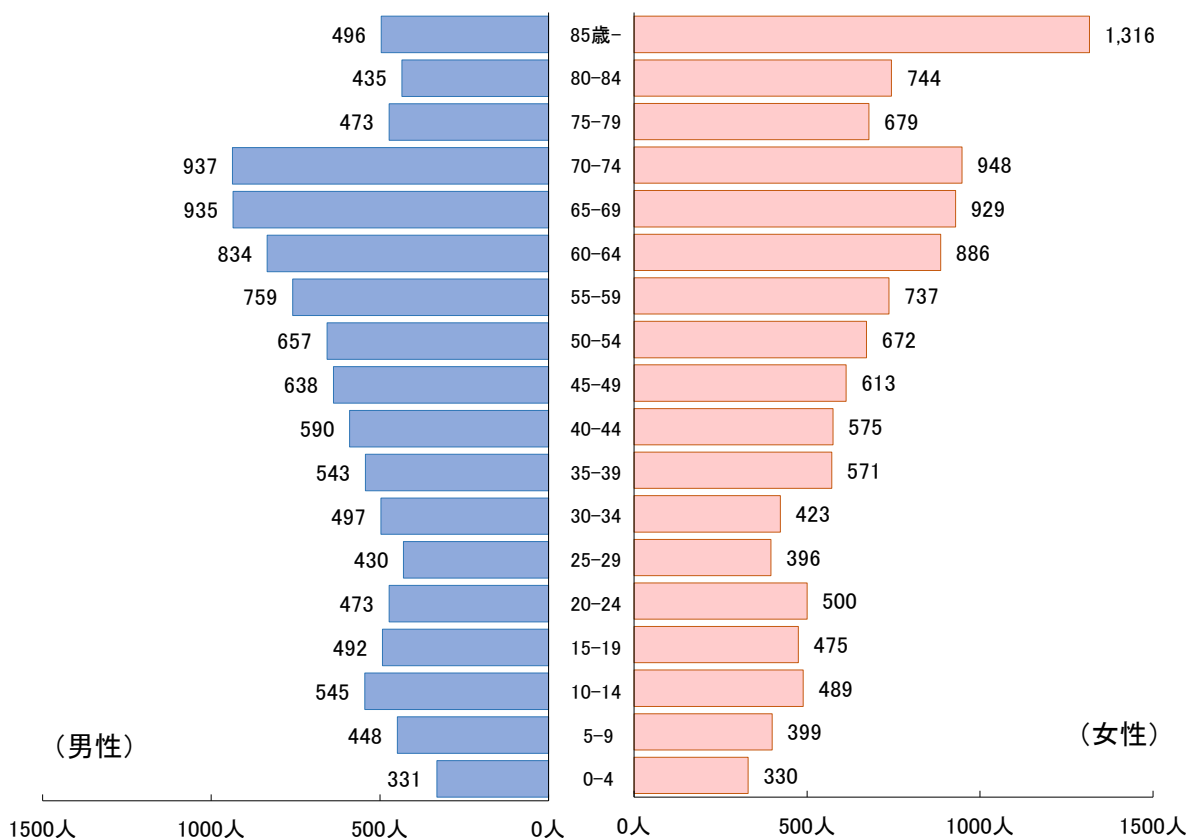
第2章 統計からみる白石町の現状

1. 少子高齢化の進行

本町の総人口は令和3年10月1日現在で22,195人であり、一貫して減少傾向にあります。そのうち65歳以上の高齢者が7,892人となっています。

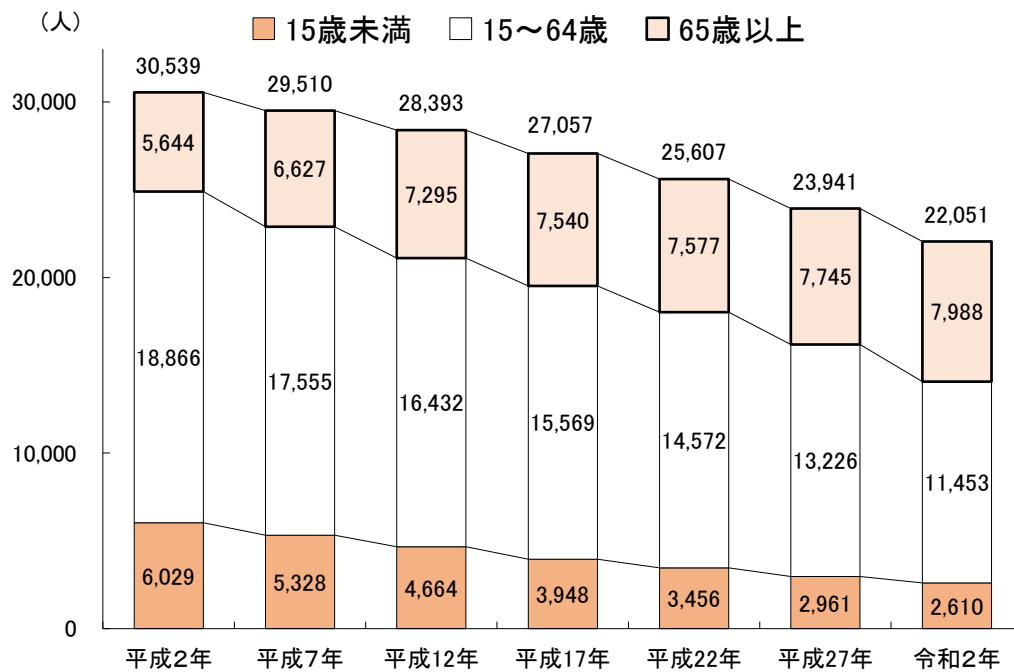
現在、最も人口が多い年齢階層は85歳以上の女性であり、1,316人となっています。男女ともに、65歳～74歳までの人口も多くなっており、以前にも増して高齢化が進んでいることが分かります（図表1）。

図表1 人口ピラミッド



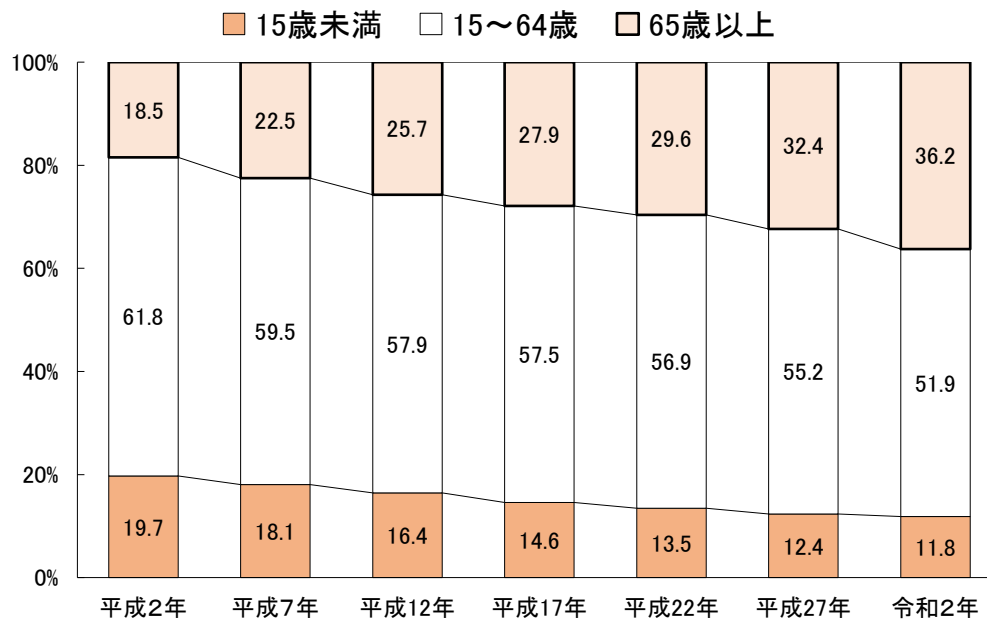
資料：住民基本台帳（令和3年10月1日現在）

図表 2 年齢3区分の人口推移



資料：国勢調査

図表 3 年齢3区分の人口割合の推移

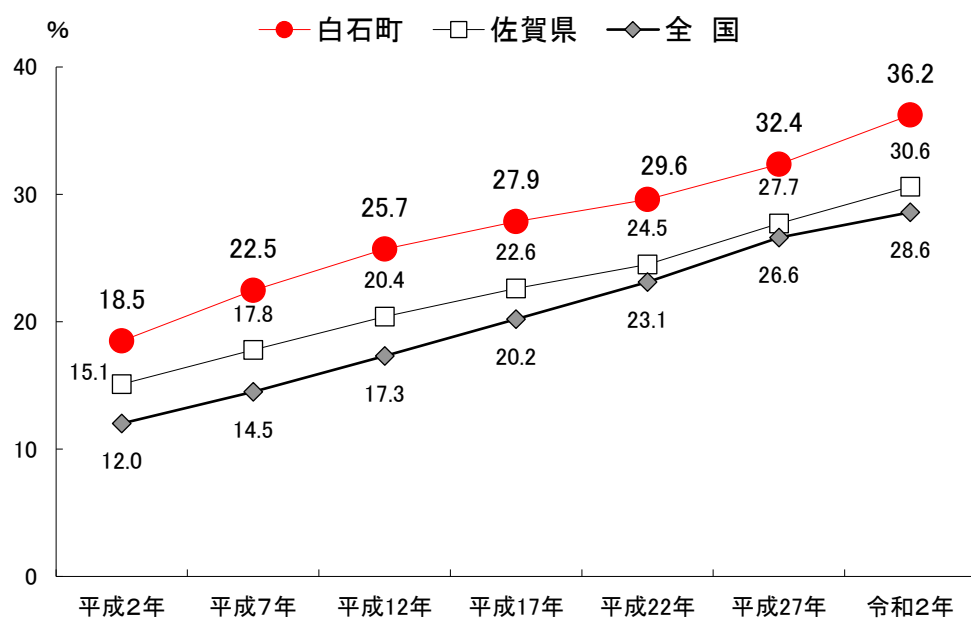


資料：国勢調査

本町の高齢化率を県、国と比較すると、県、国の平均値を大きく上回って推移していることが分かります（図表 4）。

令和 2 年の国勢調査では本町の高齢化率は 36.2% となっており、高齢化率に関しても上昇傾向にあります。

図表 4 高齢化率の推移



資料：国勢調査

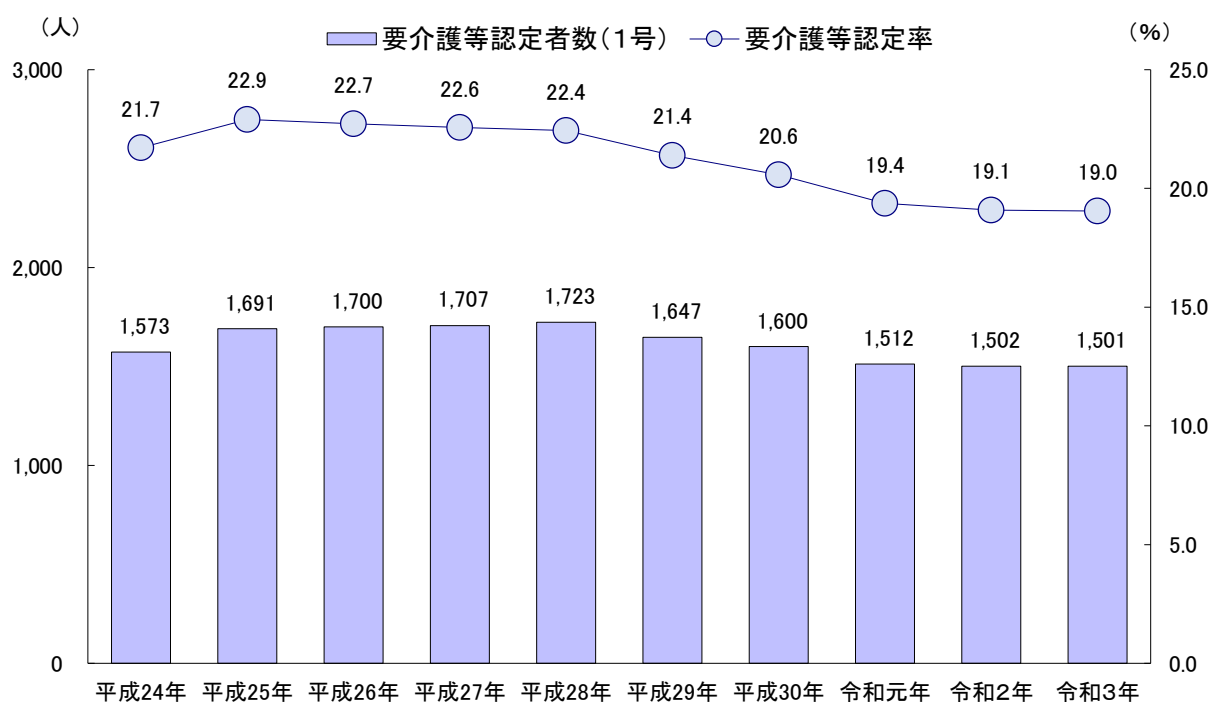
2. 要介護等認定者数及び認定率の推移

本町における 65 歳以上の要介護等認定者数及び認定率（第 1 号被保険者数に対する要介護等認定者数の割合）の推移は図表 5 に示すとおりですが、平成 28 年をピークに減少傾向にあり、令和元年～令和 3 年ではほぼ横ばいに推移しています。

令和 3 年度の要介護度別認定者数をみると、要介護 3～5 の重度者の割合は 35.9% となっており、軽度者（64.1%）の割合が高いことが分かります（図表 6）。

本町の人口構成を見ると 5 年後、後期高齢者の増加が見込まれます。要介護者や家族介護者への支援やサービスの提供のほか、介護予防の取り組み、地域社会全体での支え合いの仕組みを作ることで、介護者の負担軽減を図ることも必要です。

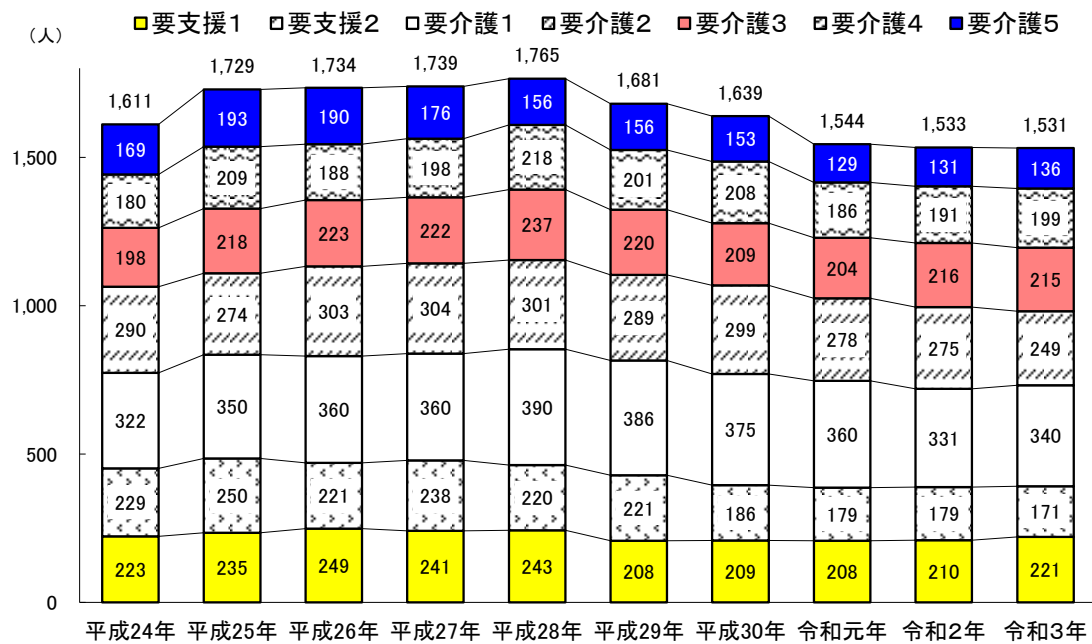
図表 5 要介護等認定者数及び認定率の推移



資料：介護保険事業報告（各年 9 月末現在）

※上記のグラフは第2号被保険者数については含まれていない

図表 6 要介護度別認定者数の推移



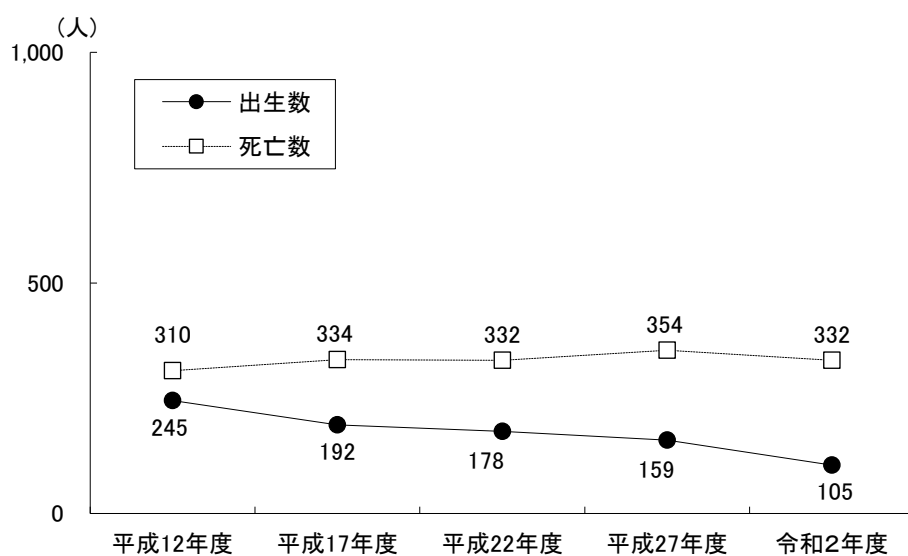
資料：介護保険事業報告（各年9月末現在）

3. 自然動態

本町の出生数は、年々減少傾向にあります。令和2年度では105人となっており、平成12年度と比較すると半分以下となっています。

死亡数に関しては、令和3年度と平成12年度を比較すると22人増加していますが、ほぼ横ばいで推移しています（図表7）。

図表7 出生数及び死亡数の推移



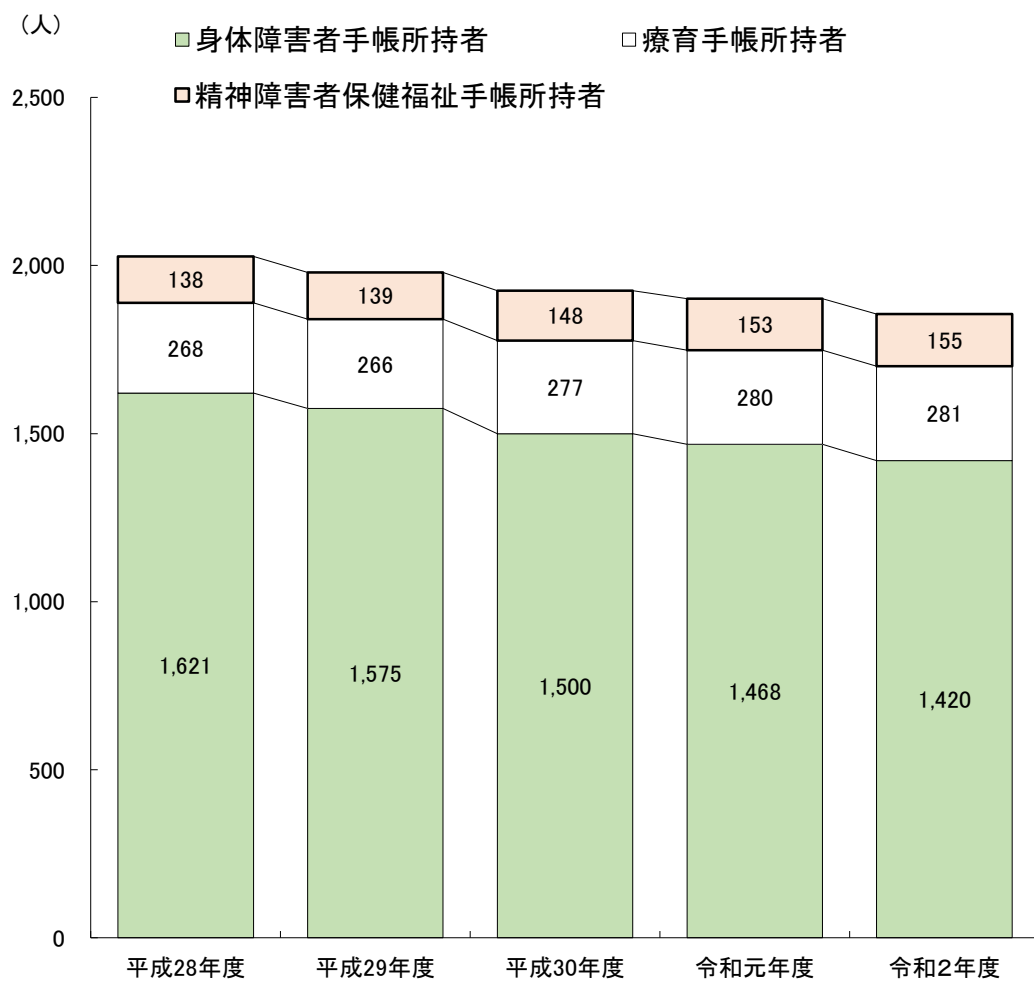
資料：住民基本台帳（各年度末現在）

4. 障がい者等の状況

本町の身体障害者手帳所持者は、年々減少傾向にある一方、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は、緩やかですが増加傾向にあります（図表 8）。

今後も、それぞれの障がいに合った適切な支援を行っていきけるように、各種サービスや支援の充実が求められています。

図表 8 障害者手帳所持者数の推移



資料：白石町（各年度末現在）

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念と基本目標

本町では、「地域で支え合う 個性豊かな 健やかで幸せな 安心のまちづくり」を基本理念に掲げ、地域住民一人ひとりが地域の生活課題に主体的にかかわり、サービスの担い手としても参画していくことや、町民一人ひとりの個性を認め合い、地域で支え合うこと等を推進していくことで、安心して暮らせるまちの実現を目指してきました。

第3期計画においても、第1期計画及び第2期計画の基本理念を踏襲し、「地域で支え合う 個性豊かな 健やかで幸せな 安心のまちづくり」を基本理念に掲げ、この基本理念を実現するために、4つの基本目標を設定しました。さらに、それぞれの基本目標に新たな推進項目を設定し各項目で取り組むべき行動目標を明確にし、白石町全体で基本理念の実現を目指していきます。

[基本理念]

地域で支え合う 個性豊かな 健やかで幸せな 安心のまちづくり

[基本目標]

基本目標① 地域の中で支え合う仕組みづくり

基本目標② 一人ひとりの個性に応じた包括的な支援を受けられる体制づくり

基本目標③ いつまでも健やかで幸せに暮らすための仕組みづくり

基本目標④ 安全なまちで安心して暮らせる仕組みづくり

2. 計画の体系

[基本理念]

地域で支え合う 個性豊かな 健やかで幸せな 安心のまちづくり

基本目標① 地域の中で支え合う仕組みづくり

- ① 地域福祉の意識を育む
- ② ボランティア活動の促進
- ③ 交流の場や居場所の充実

基本目標② 一人ひとりの個性に応じた包括的な支援を受けられる体制づくり

- ① 情報提供と相談支援体制の充実
- ② サービス基盤の整備と利用の促進

基本目標③ いつまでも健やかで幸せに暮らすための仕組みづくり

- ① 健康づくりと介護予防の充実
- ② 地域でのつながりを育む
- ③ 生活困窮者への自立支援

基本目標④ 安全なまちで安心して暮らせる仕組みづくり

- ① 緊急時や災害時の支援体制の構築
- ② 見守り体制と防犯活動の充実
- ③ 安心して子育てできる環境づくり

第4章 具体的な取り組み

基本目標1 地域の中で支え合う仕組みづくり

(1) 地域福祉の意識を育む

【現状と課題】

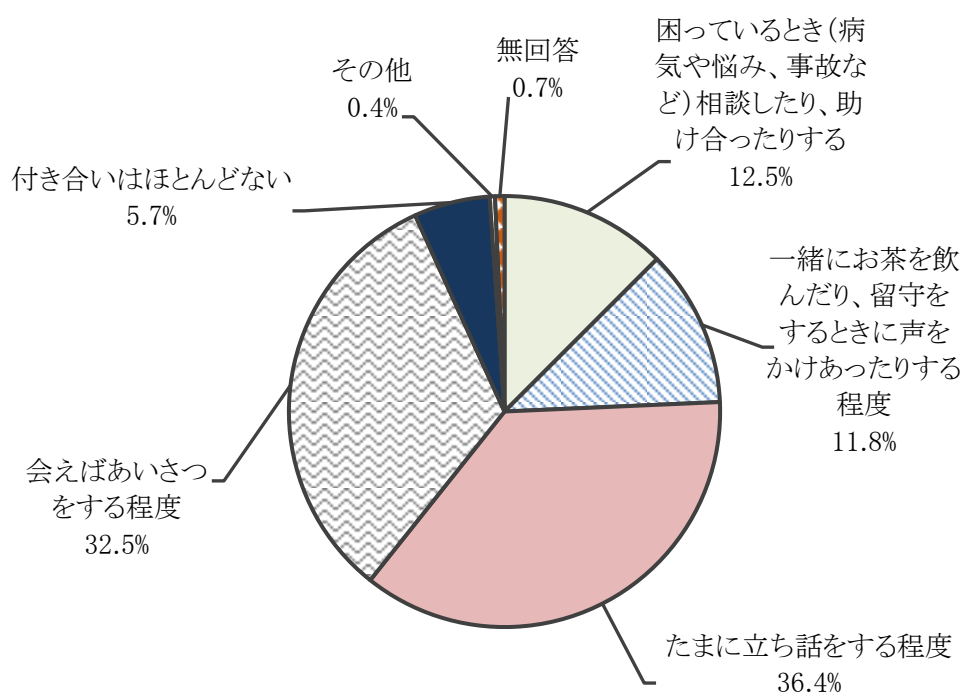
核家族化、一人暮らし世帯の増加などにより、隣近所の気軽な助け合い、日常的な安否確認、見守りなど、昔であれば比較的容易に行われていた日常的なまとまりやつながりを維持していくことが難しい時代になってきています。

地域福祉に関するアンケート調査（以下、「アンケート調査」と略）では、「困っているとき相談したり、助け合ったりする」「一緒にお茶を飲んだり、留守をするときに声をかけあったりする程度」と回答した町民の割合は24.3%となっていますが、これは前回計画策定時に実施した調査（平成28年）結果が34.5%であったことを踏まえると、身近な地域の共助機能が大幅に低下していることがわかります。（図表9）

調査期間中は全国的なコロナ禍の状況下であり、外出自粛等によって住民相互のコミュニケーション頻度が極端に低下していることが、この結果の背景の1つとして考えられます。

今後も、行政や各種団体、地域住民が連携・協力することで、地域全体で支え合う意識を醸成していくとともに、福祉に対する意識の変革や地域への参加意識の啓発を行います。

図表 9 日頃の近所との付き合い



資料：アンケート調査

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み								
一人ひとりが取り組むこと (自助)	- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性を理解します。 - もし援助が必要になったら、すぐに周囲に助けを求めます。								
地域で取り組むこと (共助)	- 人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。 【主な相談先】 <table> <tr> <td>警察相談室</td><td>0952-26-9110</td></tr> <tr> <td>佐賀いのちの電話</td><td>0952-34-4343</td></tr> <tr> <td>佐賀こころの電話</td><td>0952-73-5556</td></tr> <tr> <td>佐賀県総合福祉センター</td><td>0952-26-1212</td></tr> </table> - 地域でお互いさまの人間関係を築き、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。	警察相談室	0952-26-9110	佐賀いのちの電話	0952-34-4343	佐賀こころの電話	0952-73-5556	佐賀県総合福祉センター	0952-26-1212
警察相談室	0952-26-9110								
佐賀いのちの電話	0952-34-4343								
佐賀こころの電話	0952-73-5556								
佐賀県総合福祉センター	0952-26-1212								

区分	主な取り組み
行政が 取り組むこと (公助)	● 人権教育や各種講座の開催などにより、隣近所との関係の重要性や地域福祉推進の必要性・重要性についての意識啓発を行います。 ● 障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。 ● 人権教育の充実により、心のバリアフリー※やノーマライゼーション※、ソーシャル・インクルージョン※の浸透を図ります。 ● 民生委員・児童委員や関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関する事案の早期発見に努めます。 ● 人権侵害事例を発見・対応するため、県をはじめとする関係機関や地域との連携強化を図ります。 ● ユニバーサルデザイン※の考え方を町民が理解し協働して推進できるように啓発活動を行います。

※ バリアフリー：高齢者や障がい者など、社会的弱者が社会生活を送るうえで障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

※ ノーマライゼーション：障がいのある、なしに関わらず、普通の生活や権利などが保障された社会を目指す理念のこと。

※ ソーシャル・インクルージョン：すべての人が持つ個性を認め合い、社会の構成員として包み支え合う理念のこと。

※ ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること。

(2) ボランティア活動の促進

【現状と課題】

個人の自発的な意思によって活動するボランティアは、少子高齢社会においては、とりわけ大切な人材であり、地域福祉を支える担い手です。行政区（町内会・自治会）や老人クラブの活動など地域活動は、そのほとんどが実質的にはボランティアであり、地域活動をすることによってボランティアを実践している人は少なくありません。

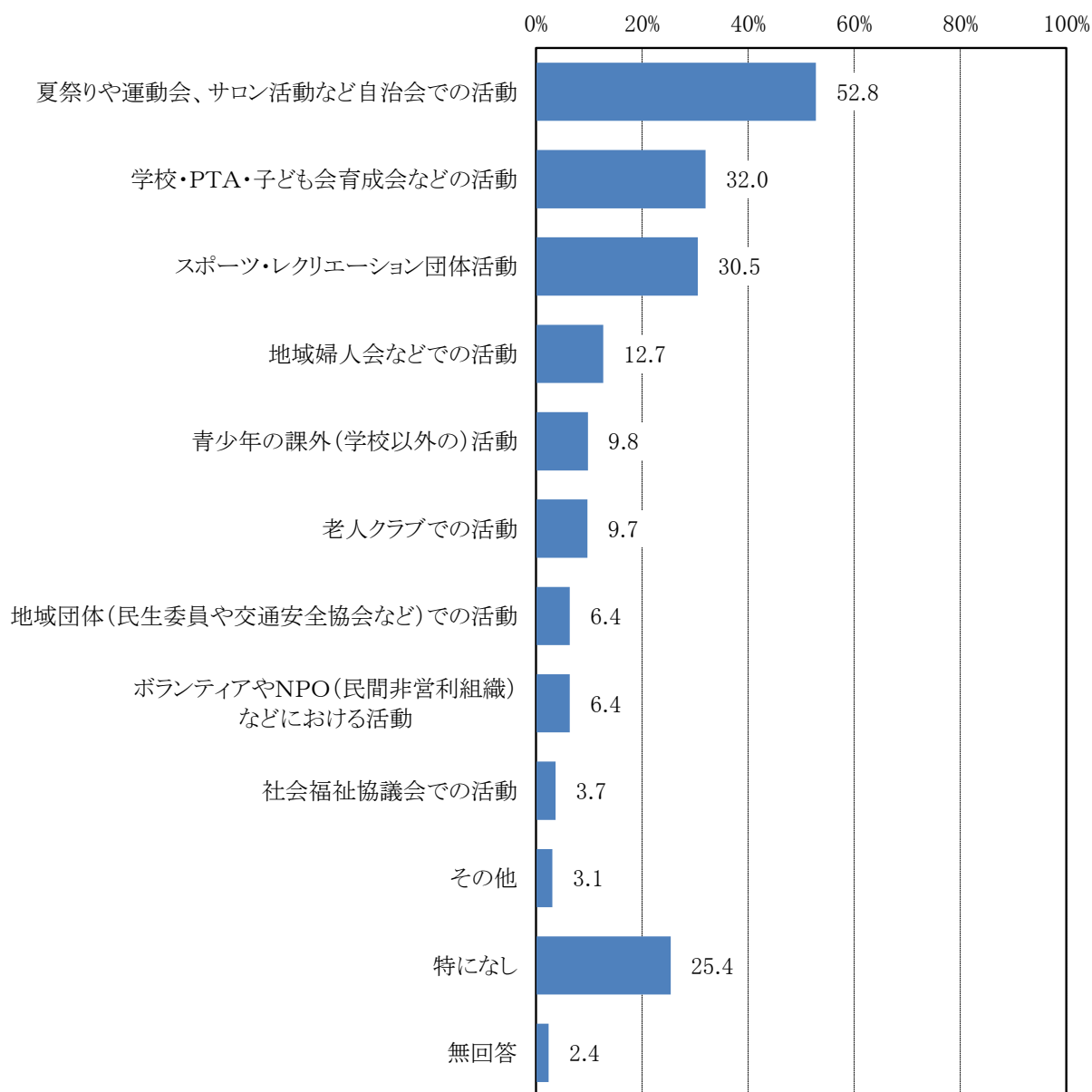
アンケート調査の結果によると、何らかの地域活動に参加している人は全体の72.2%（前回調査では72.5%）となっています。（図表 10）

また、地域活動に参加する際に苦勞すること、または参加できない要因となっていることを尋ねたところ、「活動する時間がないこと」（34.6%）に次ぎ、「参加するきっかけが得られないこと」（23.4%）、「身近に一緒に参加できる適当な人がいないこと」（17.6%）、「身近に団体や活動内容に関する情報がないこと」（15.3%）などが上位に挙がっています。（図表 11）

ボランティア活動に参加する動機は人それぞれですが、あくまでも、自らの活動意欲・意思を尊重し、ボランティア活動の活性化に向けて、「できることをできる範囲で」といったことを伝えながら、今後もボランティア人材の発掘や育成を進めていく必要があります。

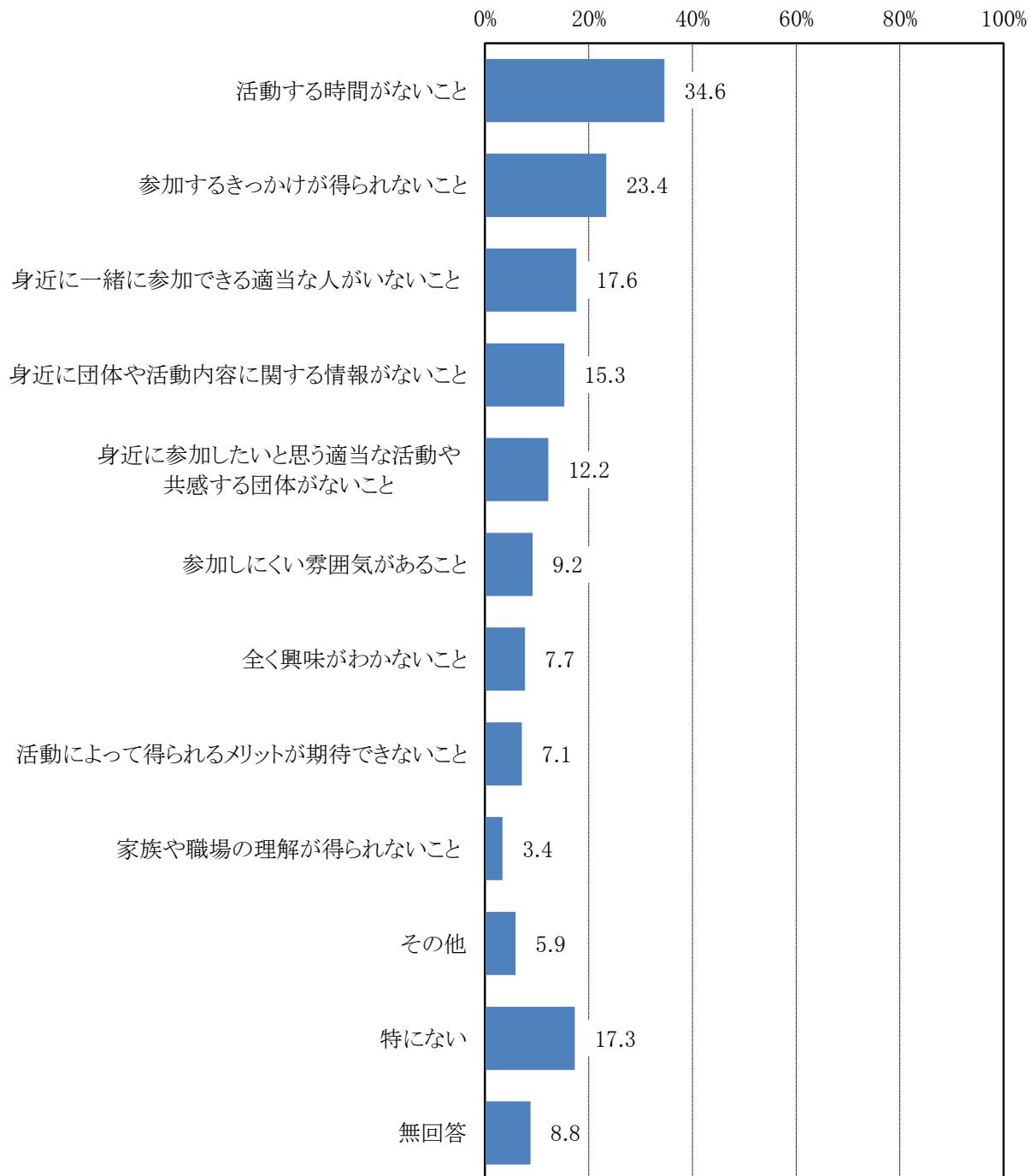
また、ボランティアグループの高齢化や後継者不足も課題となっており、子どもの頃からボランティアに対する意識を育むため、子どももボランティアに参加できる体制づくりも進めていく必要があります。

図表 10 地域活動への参加状況



資料：アンケート調査

図表 11 地域活動に参加する際に苦勞すること、又は参加できない要因



資料：アンケート調査

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	● 地域社会の一員として、自治会活動など地域で行われている活動に関心を持ち、ボランティア活動に参加します。 ● 地域で支え・支えられる関係をつくります。 ● ボランティア養成講座などを積極的に受講します。
地域で 取り組むこと (共助)	● 地域での孤立を防ぐため、日常的な声かけ、安否確認などの交流を活発にします。 ● 地域行事などを通して、地域住民がボランティア活動に参加しやすいきっかけづくりを進めます。
行政が取り 組むこと (公助)	● 大人はもちろん、子どもへも体験活動などを通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。 ● 町民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPOが積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

(3) 交流の場や居場所の充実

【現状と課題】

少子高齢化や単身世帯の増加などによる家族形態の変化、スマートフォンやインターネットの普及、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域への関心が薄い人や地域との関わりが弱い人、地域社会で孤立する人が増えています。

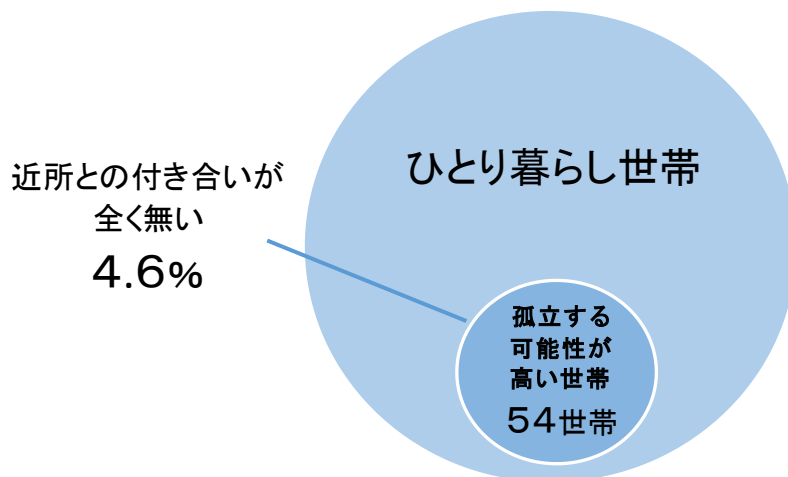
アンケート調査結果から社会的に孤立している住民を把握することは容易ではありませんが、一般的に、地域で孤立しやすい住民は、『一人暮らしである』、『近所との付き合いが希薄である』、等の特徴を有すると言われていることから、今回の調査からそれらの特徴を有する町民を分析しました。

アンケート調査では、ひとり暮らしをしている町民が 13.4%、近所との付き合いが全くない町民が 5.7%存在しています。ひとり暮らし世帯のうち、近所との付き合いが全くない町民の割合は 4.6%程度存在することが今回の調査によって明らかになったことから、本町における単身世帯数（1,166 世帯/平成 27 年度国勢調査）にこの出現率を乗じて町内にどの程度地域で孤立する可能性が高い世帯が存在するかを計算した結果、約 54 世帯と推計されました。

最近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、外出や他人とのコミュニケーションの機会が減り、今まで以上に孤立する可能性が高まっている現状があります。

地域住民のつながりを回復し、住民同士が互いの理解を深めるためには性別や世代などの違いを超えて、様々な人が気軽に立ち寄り、安心して参加できる身近な居場所や交流の場（機会）を充実させる必要があります。

図表 12 本町における孤立する可能性が高い世帯の割合（推計）



【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが取り組むこと （自助）	● 挨拶や声かけなど、日頃から隣近所とのコミュニケーションをとることを心がけます。 ● 積極的に地域行事やサロンなどに参加し、地域の多くの人と交流の機会を持つことを心がけます。
地域で取り組むこと （共助）	● 地域の集いの場を活性化するために、参加しやすい雰囲気づくりや新たな集いの場の設置を進めるなど、地域の交流の場の充実に努めます。
行政が取り組むこと （公助）	● 誰もが集える居場所や家族介護者などがお互いに悩みを語り合えるような交流の場の充実を図ることで、地域での支え合いを推進します。

基本目標 2 一人ひとりの個性に応じた包括的な支援を受けられる体制づくり

(1) 情報提供と相談支援体制の充実

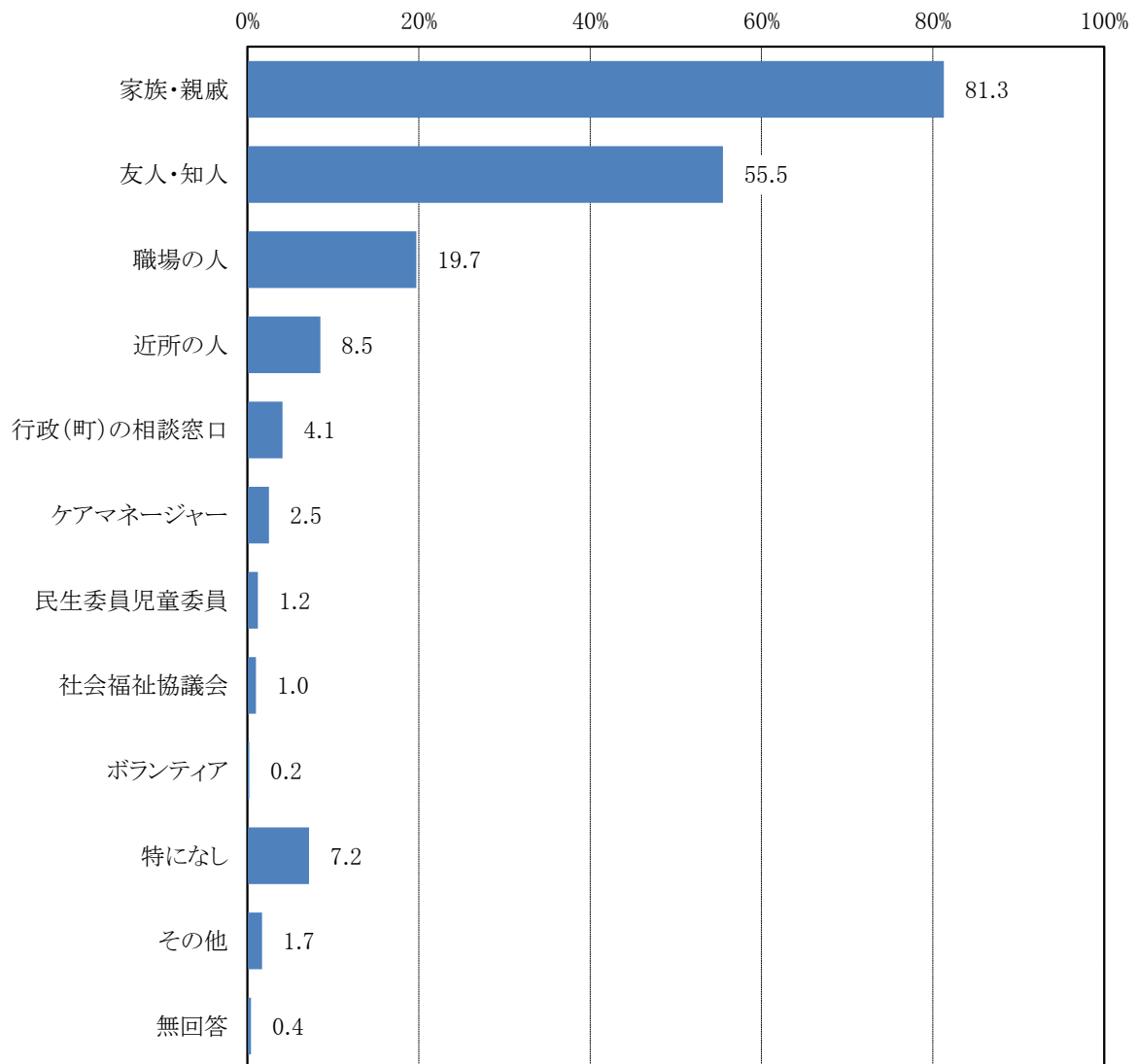
【現状と課題】

悩みや不安の相談先は「家族・親戚」、「友人・知人」といった身近な人が圧倒的に多くなっています。前回調査では、相談先として「家族・親戚」と回答した人は 75.8%であったのが、今回調査では 81.3%と増えています。しかし、その一方で、相談先が「特になし」と回答した人も 7.2%存在しています。(図表 13)

少子高齢化の進展や町民の生活様式の多様化による核家族化、一人暮らし世帯の増加、コロナ禍の状況等によって、最も身近な存在である「家族・親戚」のほかに気軽に相談できる選択肢が限られている状況にあります。

全国的には、「8050問題」(80代の親が50代のひきこもりの子を抱えている家庭、そしてそこから派生する問題)や「ダブルケア」(子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)などが複合的な課題の例として挙げられます。これら典型的な例にあてはまらずとも、各家庭の固有の背景から生じる課題が複雑化し、悩みや問題を抱える人が、どこに相談して良いのかわからず、事態が重大化することがないように、いつでも気軽に相談でき、必要なサービスにつながるような相談支援体制が必要です。

図表 13 悩みの相談先



資料：アンケート調査

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	- 生活する上で困ったことがあれば、一人で抱え込まないで、事態が重大化する前に、身近な行政、社会福祉協議会や民生委員・児童委員等の相談窓口へ相談します。 - 広報紙やパンフレット等に目を通し、福祉サービスに関する情報を収集し、制度理解を深めます。

区分	主な取り組み
地域で 取り組むこと (共助)	● 各団体・活動において、参加者の拡大と若年層の取り込み等により、新たな発想で組織づくり・運営に取り組みます。 ● 困っている人がいたら、声をかけ、行政や地域の相談窓口へつなげます。
行政が取り 組むこと (公助)	● 広報紙への掲載や出前講座の開催などにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、サービス事業者の情報など、分かりやすい情報提供に努めます。 ● 専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、相談窓口としての体制強化を図ります。 ● 困難事例の解決について、地域ケア会議や関係者による連絡会議などを開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切なサービスが提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。 ● 多様な主体による多様な取り組みのコーディネート機能を担い、高齢者や障がい者などの地域での生活支援体制の整備を推進する「生活支援コーディネーター」を配置し、生活支援サービスを充実させるとともに、町民の社会参加を推進していきます。

(2) サービス基盤の整備と利用の促進

【現状と課題】

本町では、今後ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者、要介護認定者等の増加が見込まれる状況にあります。また、地域課題の多様化や複雑化により、個人や家庭だけでは解決できない問題や、制度の狭間等の問題で解決困難な問題の増加が予想されます。

また、福祉サービスは誰でも気軽に利用できるものでなければなりません。認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な人やコミュニケーション能力に障がいがある人は、その利用手続きを行うことが難しい状況にあります。

今後も、町民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスのみならず、施設・居住系サービス基盤の整備と生活交通の利便性向上を図りつつ、地域子育て支援センター（子ども）や地域包括支援センター（介護）、相談支援センター（障がい）、佐賀県生活自立支援センター（生

活困窮)などの団体等と連携を図りながら、子どもや子育てをする家庭、高齢者、障がいを持つ人など、様々な支援を必要とする人への公的なサービスを、地域のニーズに応じて適切に提供していく必要があります。

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	- 日常生活で感じている生活課題を、行政をはじめとするさまざまな機関や団体に伝えます。 - サービスについての知識を深めるとともに、サービス事業者に関する情報を積極的に収集します。
地域で 取り組むこと (共助)	地域における助け合いにより、お互いの在宅生活を支え合うとともに、地区の公民館・空き家などを利用した、地域主導・住民主体のサービスを検討します。
行政が取り 組むこと (公助)	- 地域のサービスニーズの把握・検証とその整備・実現に努めます。 - 事業者のサービス実施体制、第三者評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。 - 成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。 - 地域にある生活課題の把握に努めることで、新たに必要となるサービスを開拓し、柔軟に対応していきます。また、生活支援サービス体制の整備を行っていきます。 - 住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、地域に密着したサービスの提供を促進するとともに、事業者やNPO、ボランティアなど、多様なサービス主体の参入促進を図ります。

基本目標3 いつまでも健やかで幸せに暮らすための仕組みづくり

(1) 健康づくりと介護予防の充実

【現状と課題】

我が国の平均寿命は、医学の進歩などにより急速に伸び、世界有数の長寿国となっています。しかし、その一方で、がんや糖尿病、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加しています。また、75歳以上の後期高齢者の増加により、身体機能の低下や認知症など、介護や周囲の人たちの支援が必要な高齢者も増加しています。

全ての町民がいつまでも健やかで幸せに生活していくためには、生活習慣病の予防、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ることが重要です。

本町では、心身の健康については、「第2次白石町健康増進計画（平成28年3月）」、介護予防については「第6期白石町高齢者福祉計画（令和3年3月）」など、それぞれの個別計画を通じて取り組んでいます。

身体機能が衰えても、隣近所や地域の人、友人、ヘルパーやボランティアとの交流を可能な限り持つなど、何らかの形で家族以外の人との交流を続けることや、生きがいを持つことで、社会とのつながりを維持し、健康な生活が続けることが期待できます。そのためにも、高齢者の移動手段の充実や誰もが気軽に集まれる場所の整備などが求められています。

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	● 町民一人ひとりが健康づくりの意識を高め、生活習慣の改善など、健康づくりを実践します。 ● 健康診査を受け、自らの健康状態のチェックを行います。 ● 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を地域で探し、実践します。 ● 自らの技術や経験を次世代に伝え広めることで、生きがいを追求します。
地域で 取り組むこと (共助)	● 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、ふれあいの一環として健康づくりの習慣化を行います。 ● 地域の中で、高い技術や豊かな経験を持つ人材を発掘し、その技術や経験を伝え広める機会をつくります。
行政が取り 組むこと (公助)	● 一人ひとりが自立して生活の質を高め自分らしく生活できるようにするために、健康寿命の延伸を目指します。 ● 自分の健康は自らつくるという意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。 ● 健康診査などを通じた町民の経年的な情報提供などにより、町民の継続的な健康づくりを支援していきます。 ● 健康診査の受診率向上に努めます。 ● 団塊の世代など、退職された方が持つ経験や知識などを活かせる、生きがい講座を研究・企画します。 ● 関係機関と連携して、福祉団体活動や個人ボランティアの支援強化を図ります。 ● 地域全体が一体となって、高齢者を温かく、また途切れなく支援していける環境や仕組み(地域包括ケアシステム)を構築することで、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自尊心を保ちながら生活できるようにします。 ● 介護予防に関する講演会や研修会などを開催し、基本的な知識の普及と町民の意識の啓発に努めます。

(2) 地域でのつながりを育む

【現状と課題】

全国的に高齢化率の上昇や、各地域での人口減少、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、地域とのつながりは今まで以上に希薄化している現状もあります。

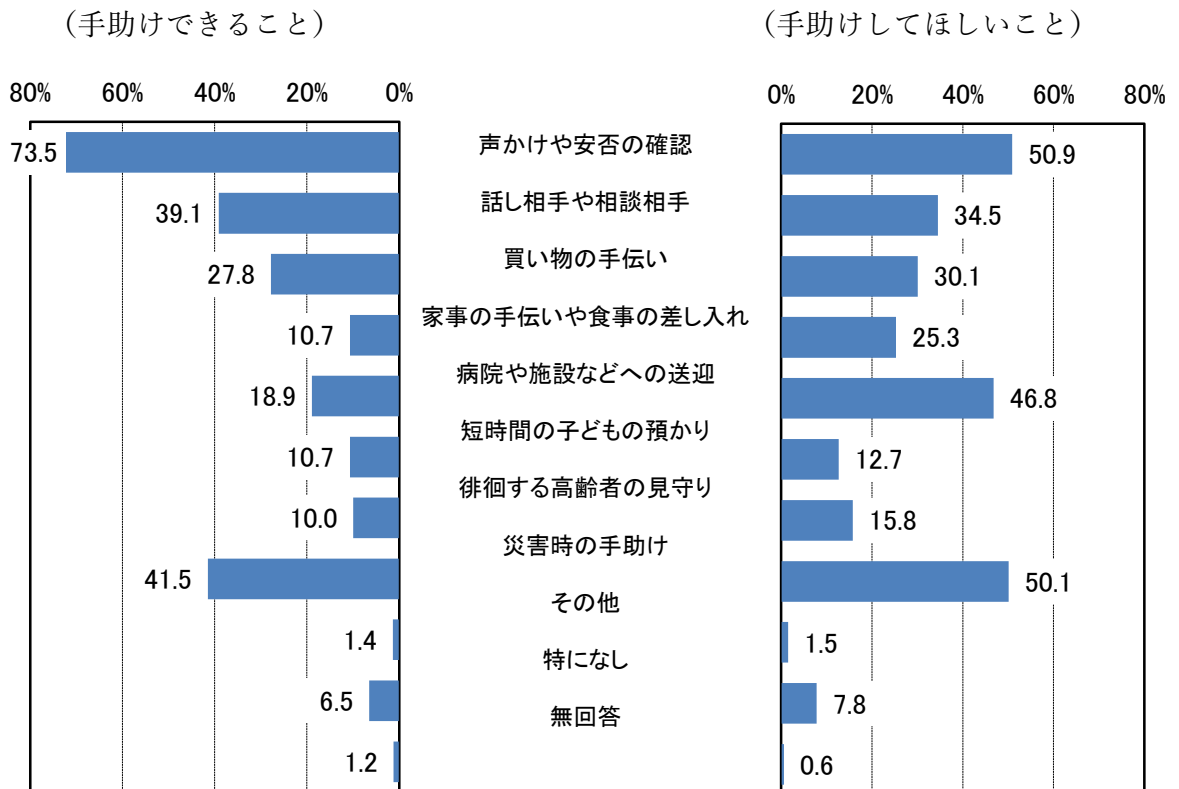
アンケート調査結果では、自分や家族が高齢や病気、子育てなどで日常生活が不自由になったとき、地域でどんな手助けをしてほしいか尋ねたところ、「声かけや安否の確認」が50.9%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が50.1%、「病院や施設などへの送迎」が46.8%と続いています。また、逆に、隣近所に高齢者や障がいのある人の介護、子育てなどで困っている家庭があったらどのような手助けができるか尋ねたところ、「声かけや安否の確認」が73.5%と最も多く、次いで「災害時の手助け」が41.5%、「話し相手や相談相手」が39.1%と続いています。

「声かけや安否の確認」、「話し相手や相談相手」については、手助けしてほしいという地域のニーズを上回る「手助けできる」という声の本町に存在していることが分かります（図表 14）。

「手助けできる」という思いを実際の行動に移すには、相応の関係性やつながりが必要です。今後も、地域の中で様々な助け合いが生まれるよう、地域でのつながりを豊かにする取り組みが必要です。

また、「家事の手伝いや食事の差し入れ」、「病院や施設などへの送迎」、「災害時の手助け」については、地域のニーズが相対的に高く、地域の潜在的な力をすべて充てたとしてもカバーしきれないことが分かります。このような生活課題については、そのニーズに応えることができるように共助、公助でしっかりと補っていく必要があると考えられます。

図表 14 手助けできることと手助けしてほしいこと



資料：アンケート調査

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが取り組むこと (自助)	地域活動に積極的に参加することで、地域内交流、世代間交流を図ります。
地域で取り組むこと (共助)	- 隣近所や地域の気の合う仲間同士が日常生活の延長として集い、語らい、楽しむ場を積極的に持つよう心がけます。 - 地区の公民館や集会施設などを地域の交流の場として活用していきます。
行政が取り組むこと (公助)	- 地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。 - 町民の交流の現状や情報などを広報紙や町のホームページを通じ広く伝え、交流を促進します。 - 高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の場（地域共生ステーションなど）及び機会づくりに努めます。

(3) 生活困窮者への自立支援

【現状と課題】

近年、経済的な格差や貧困が広がったと言われ、生活や雇用に不安を抱える人が増加しています。特に若い世代では、仕事につくことができなかったり、働いていても収入が少なかったりするなど、生活に困窮している人が増加しています。

このような現状を踏まえ、平成 25 年 12 月に生活困窮者自立支援法が成立し、平成 27 年 4 月から施行されました。生活困窮者は多様で複合的な課題を抱え、解決の糸口を探ることが難しくなっている場合があります。また、各課題を解決するサービスの窓口が多く、所管課に分散していることも、相談を躊躇してしまったり、相談そのものを諦めたりする要因となります。そこで、関係機関が連携し、包括的な対応を図るとともに、一人ひとりの状況を把握し個別に目標を設定したうえで、ニーズに応じた制度の活用を検討することが大切です。

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	● 生活困窮に至る前に、各種機関に相談します。 ● 生活に困窮したら、速やかに地域や行政などに相談します。 ● 家族や親類に引きこもりや生活困窮など支援が必要な人がいる場合は、行政や各種機関に相談します。
地域で 取り組むこと (共助)	● 日頃の見守りや地域活動などを通して、支援が必要な生活困窮者の把握に努めます。 ● 生活困窮者の情報を行政や専門機関などにつなぐとともに、地域で支えるための取り組みを検討します。
行政が取り 組むこと (公助)	● 生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。 ● 生活困窮者自立支援制度について周知・啓発します。 ● 生活困窮者の実態と課題の把握・分析を行い、支援の充実を図ります。 ● 町民や専門機関との連携による自立支援を行います。

基本目標 4 安全なまちで安心して暮らせる仕組みづくり

(1) 緊急時や災害時の支援体制の構築

【現状と課題】

近年、わが国は毎年のように大きな災害に見舞われています。

直近では、令和3年8月の記録的な大雨により、本町内でも多くの浸水被害や土砂崩れ等、多大な被害が発生しました。

生活上の問題に対し住民同士で助け合う協力関係が必要だと考えることの第1位として、「災害時の助け合い」(64.4%)が挙げられており、町民の災害に対する危機感、不安の大きさがうかがえます(図表 15)。

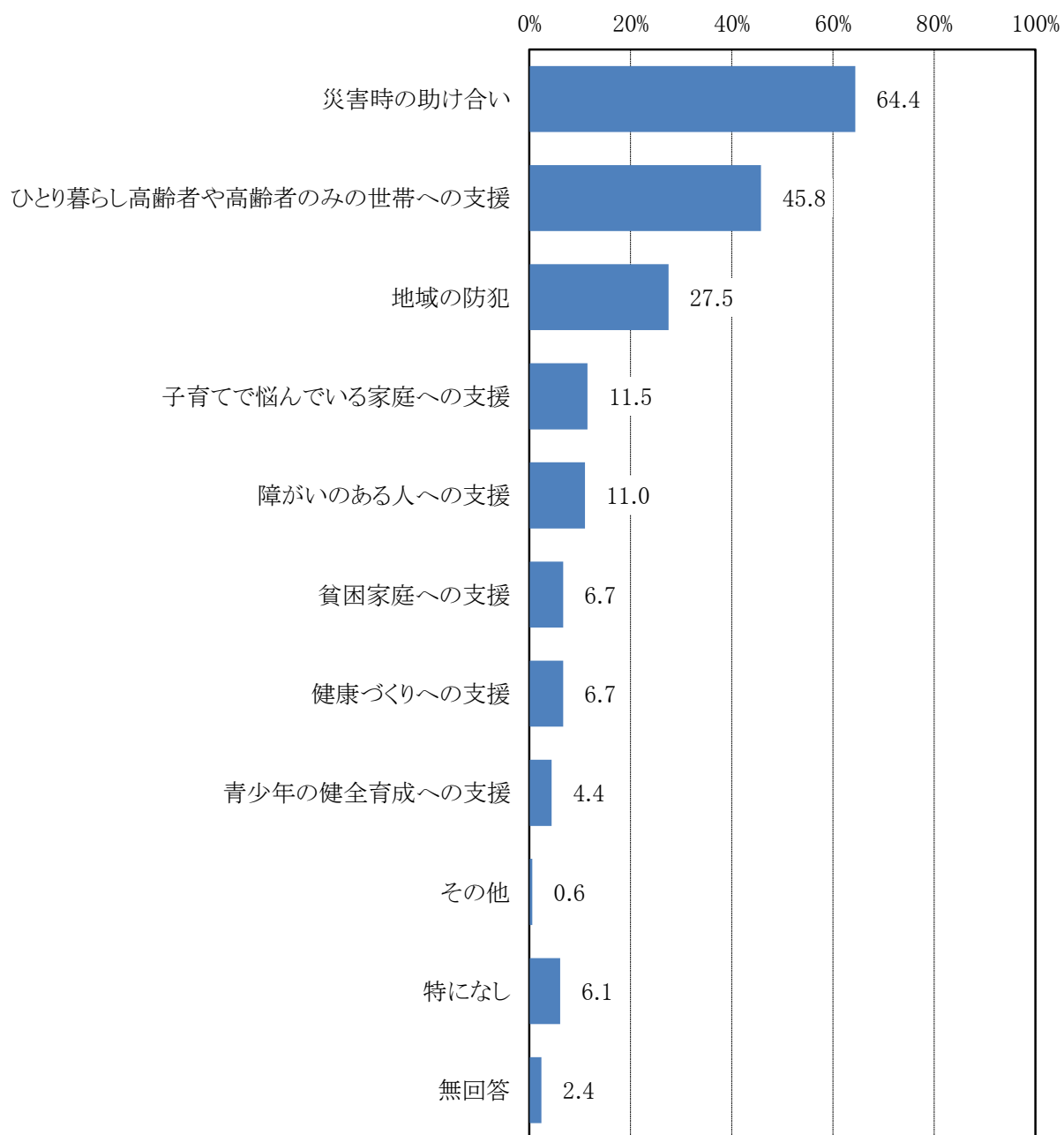
一方で、地震や風水害などの災害に対する備えを特段していない人が19.7%存在します。前回調査では災害時の備えをしていない人の割合が28.0%であったことから、近年の度重なる災害に町民が直面することで、災害を想定した準備をしている町民の割合が増加していることがうかがえます(図表 16)。

また、地域の避難場所を「知らない」と回答した人の割合は10.6%であり、前回調査(16.9%)から改善傾向にあります(図表 17)。

緊急時に支援が必要な人に対してスムーズに支援が行えるよう体制の整備を図るとともに、平常時から緊急時に備えるため、意識の啓発を行っていく必要があります。

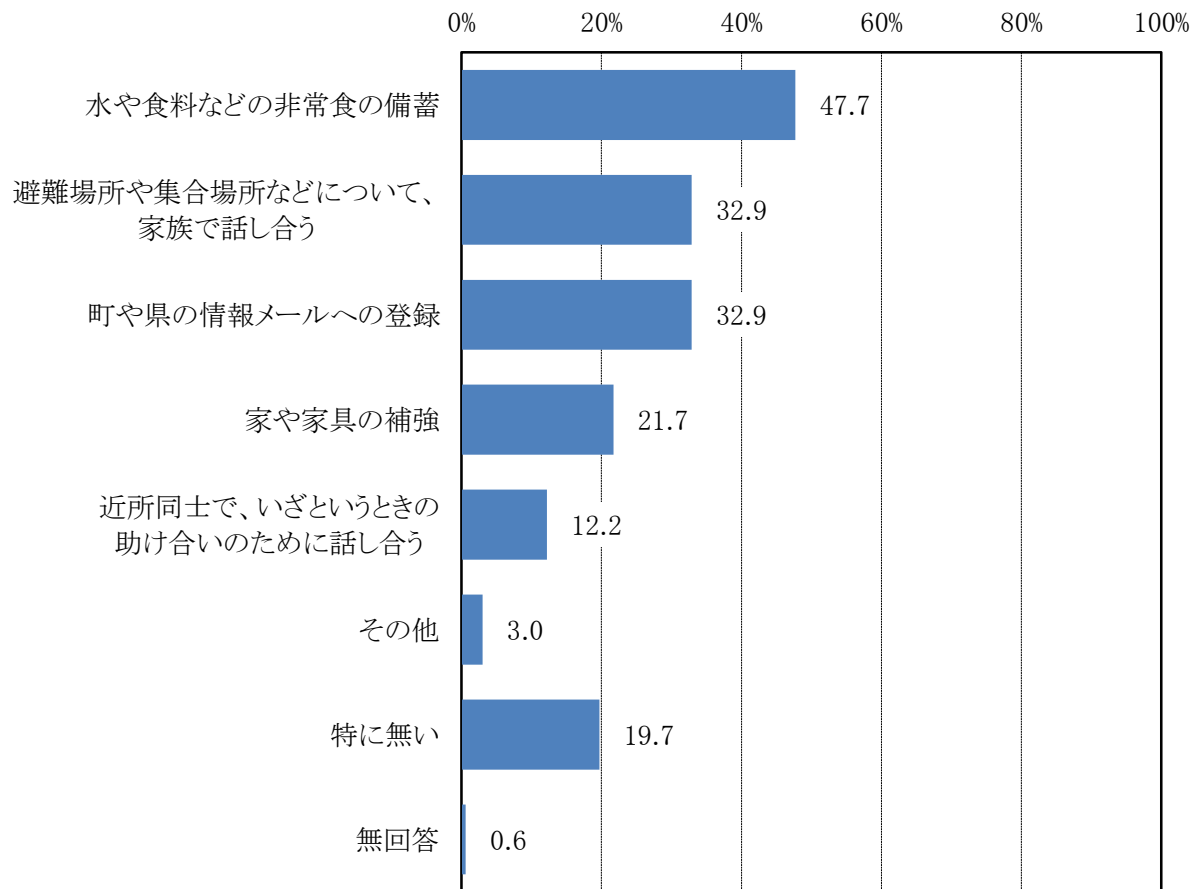
また、新たな感染症が発生した場合に備え、行動計画の見直しや関係機関との連携を図りながら予防対策を図る必要があります。

図表 15 生活上の問題に対し住民同士で協力関係が必要だと考えること



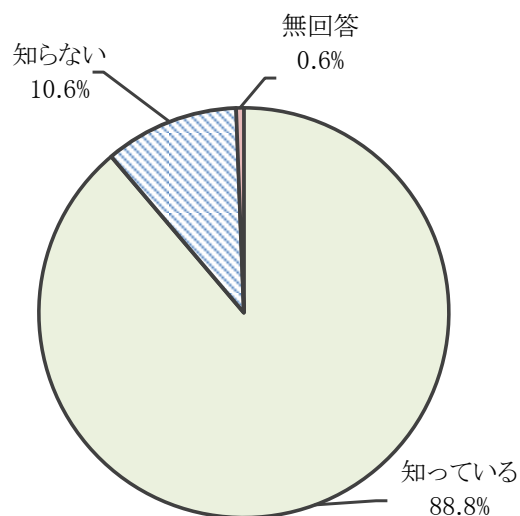
資料：アンケート調査

図表 16 地震や風水害などの災害に対してどのような備えをしているか



資料：アンケート調査

図表 17 地域での災害時の避難場所の認知度



資料：アンケート調査

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	● 日頃からハザードマップにより、自宅周辺にどのようなリスクがあるのか、また、避難場所や安全な避難経路などを家族で確認しておきます。 ● 近所の信頼できる人に、あらかじめ災害時の声かけをお願いしておきます。 ● ハザードマップや行政からの広報など、災害時に役立つ情報は分かりやすい所に置いておきます。 ● 非常用の持出袋を準備し、災害時の備えをします。 ● 自分の身は自分で守るという意識を高め、災害時には情報を積極的に収集します。
地域で 取り組むこと (共助)	● 地域での防災に関する話し合いの場や防災訓練を通じ、避難場所、避難経路などの確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。 ● 日頃から地域内の高齢者や障がい者などの存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにします。 ● 自主防災組織を立ち上げ、防災啓発や防災訓練等を実施します。
行政が取り 組むこと (公助)	● 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に町民に正確な情報を提供する体制を整備するとともに、個人情報の扱いや適切な使用に十分留意しつつ、避難行動要支援者名簿を充実します。 ● 避難所用防災備蓄品の整備を図ります。 ● 一般の避難所で共同生活が困難な避難行動要支援者が安心して避難生活ができるよう福祉避難所の充実を図ります。 ● 災害時におけるボランティアの円滑な受入れと活動の実施を図るため、災害ボランティアセンターを設置する白石町社会福祉協議会や災害支援協定を締結しているNPO団体等の関係機関と連携・協力しながら被災地におけるニーズ等を把握し、ボランティアの受入れと活動の円滑化を図ります。 ● 新たな感染症に備え、行動計画の見直しを行い医療機関と連携の強化を図ります。

(2) 見守り体制と防犯活動の充実

【現状と課題】

近年、認知症の方などが行方不明になるケースが増加傾向にあることに加え、新型コロナウイルス感染症予防により外出を控えている高齢者などへの見守りが難しく、問題の発見が手遅れになる場合もあります。

このほか、育児や介護疲れ、過労、生活困窮などの生活不安やストレス、希薄な近隣関係による地域社会からの孤立などが要因で、ひきこもりや虐待、孤独死、自殺などが深刻な社会問題になっています。

これらの問題は、状態が深刻化する前に早期発見、早期対応が重要であることから、相談しやすい体制を整備するとともに、支援が必要な人を身近な地域の人が、見守り、支えていけるような体制を構築していくことが求められています。今後、見守りを行っている団体等と連携し、支援の輪を広げていくことが大切です。

また、これまでにない新たな手口や形の犯罪事件が発生しています。地域のつながりが強ければ、普段と変わったことがあった際には、住民の記憶に残りやすく、声かけなどを行うことで事件を未然に防げます。普段からの町民一人ひとりの心がけで、地域の防犯力は高まることが考えられます。

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	● 戸締まりをしっかりとしておくなど、防犯対策をします。 ● 暗い夜道なるべく歩かないなど、自分の身は自分で守るという気持ちを持って事故や事件を未然に防ぐよう心がけます。 ● 悪徳商法や振り込め詐欺などの被害を避けるため、自分だけで判断せず、また、自分だけで問題を抱え込まず、分からないことや困ったことなどがあれば、すぐに家族や周囲の人、行政の相談窓口等に相談します。
地域で 取り組むこと (共助)	● 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署などの関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。 ● 普段各世帯を訪問することが多い企業などへも働きかけ、防犯パトロール体制を整備し、地域の安全は自分たちで守ります。

区分	主な取り組み
行政が取り組むこと (公助)	● 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。 ● 発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。 ● 高齢者を狙った悪質商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体などでの学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。

(3) 安心して子育てできる環境づくり

【現状と課題】

少子化や核家族化の進展によって、子育てを巡る環境は大きく変化しています。子育ての悩みを相談できず不安を抱え込んでしまったり、育児放棄やネグレクトなどの児童虐待へとつながったりするケースも少なくありません。障がいのある子どもとその保護者においては、さらに子育てへの不安解消の必要性が高く、保護者への支援や療育相談体制を充実する必要があります。

本町では、令和2年3月に「第2期白石町子ども・子育て支援事業計画（白石町子どもの未来応援計画）」を策定し、子育て等に関する取り組みを推進しています。

今後も、子どもを取り巻く地域と家庭、そして子育て支援の関係機関などとの連携を通して、地域社会全体で子育てを支えることができる地域づくりをさらに推進していくことが重要です。

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが取り組むこと (自助)	● 白石町地域子育て支援センター「ゆめてらす」などを利用し、気軽に話し合える子育て仲間をつくるとともに、悩みごとを一人で抱え込まず、早めに相談します。 ● 育児の負担が一人に掛からぬよう、祖父母なども含めた家族で子どもを育てるという意識を持ちます。 ● 安全に配慮しつつ、子どもを外で遊ばせ、積極的に地域と交流します。 ● 子育てで不安なことがあれば、白石町子育て世代包括支援センターに相談します。

区分	主な取り組み
地域で 取り組むこと (共助)	● 子育てをする人が身近にいる場合、気軽に話し相手になり、知識や情報を交換するようにします。 ● 育児サークルなどの団体でも、メンバー同士で気軽に相談できる雰囲気・機会をつくれます。 ● 登下校の時間帯に合わせパトロールなどを行い、地域で子どもたちを犯罪、交通事故から守ります。
行政が取り 組むこと (公助)	● 妊産婦や子育てをする人を支援するために、情報提供や相談・助言できる体制として子育て世代包括支援センターの充実を図ります。 ● 学童保育などの地域における子どもの居場所、見守り機能の確保・充実を推進します。 ● コミュニティ・スクールの充実及びこの取り組みを関係者だけでなく、多くの町民に知ってもらい、地域ぐるみで子どもの豊かな成長を支える意識の啓発に努めます。 ● 学校、幼稚園、保育所、民生委員・児童委員などと連携し、子どもの貧困、虐待の早期発見に努め、状況に応じた支援を行います。

第5章 成年後見制度の利用促進

1. 成年後見制度の経緯

成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、国は「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、促進法）」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。また、この促進法に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画（以下、基本計画）」が平成29年3月24日に閣議決定されました。

今回、国の基本計画に基づいた本町における成年後見制度の利用促進に関する施策を推進し、成年後見制度を必要とする人が、本人らしい生活を守るための制度として本制度を利用することができるよう、権利擁護支援の体制を整備することを目標に取組を進めます。

2. 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や障がい等により判断能力が不十分な高齢者や障がい者に代わり、成年後見人等が財産管理等を行うことで、本人の権利を守り生活を支援するための制度であり、判断能力の不十分な高齢者等を支える重要な手段となっています。

判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産管理や身のまわりの介助のための介護サービス、施設への入所などに関する契約などを結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭う恐れもあります。

このような人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為などの支援を行います。

成年後見制度は、本人保護を根本とし、本人の意思や自己決定権の尊重もその理念とされています。保佐※又は補助※開始の申立てをする場合に、家庭裁判所では、できる限り本人の意向を聴き、代理権の付与等には本人の同意を必要とするなど、本人の意思を尊重する制度が取り入れられています。

※保佐とは…精神上の障がい(認知症, 知的障害, 精神障害など)によって判断能力が著しく不十分である者について、その判断能力の不足を補うこと。

※補助とは…精神上の障がい(認知症, 知的障害, 精神障害など)によって判断能力が不十分である者(保佐よりも軽度な状態)について、その判断能力の不足を補うこと。(詳細は次頁の表を参照)

図表 18 保佐及び補助について

	保 佐	補 助
対象となる方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
成年後見人等が同意又は取り消すことができる行為 ^{※1}	借金、相続の承認など、民法13条1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為 ^{※2}
成年後見人等が代理することができる行為 ^{※3}	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為

※1 成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為(日用品の購入など)は含まれない。

※2 民法13条1項記載の行為(借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など)の一部に限る。

※3 ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要となります。

【現状と課題】

全国的に成年後見制度利用者は年々増加傾向にあり、制度利用のニーズが高まっています。

白石町でも、年々高齢化率の上昇がみられ、今後認知症高齢者数の増加が予測されています。

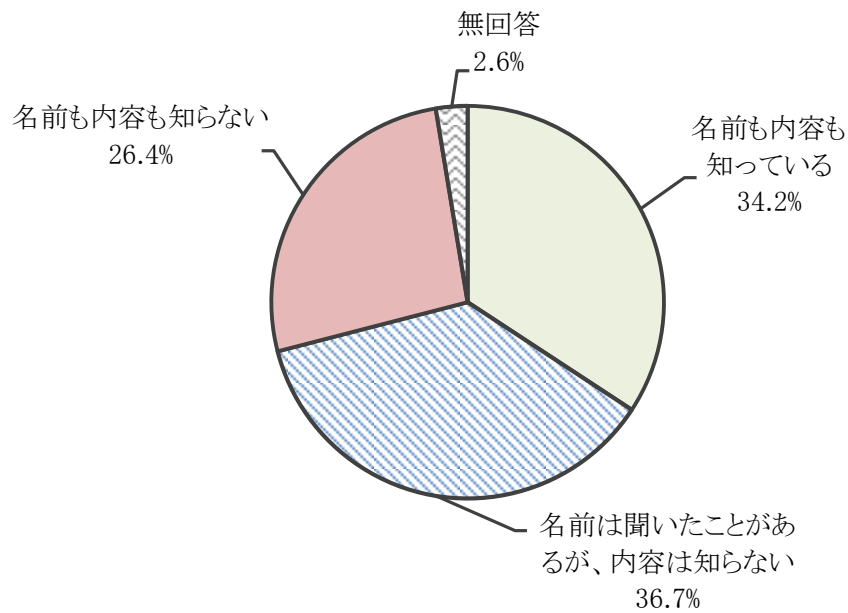
また、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数も増加傾向にあります。

認知症高齢者や障がいのある人等、判断能力の低下や不十分である等の理由で、支援が必要な人の増加が予想され、成年後見制度利用の重要性が増していくものと考えられます。

また、アンケート調査によると、あなたは成年後見制度についてご存じですかと尋ねたところ、「名前も内容も知っている」と回答した人の割合は34.2%と多いとは言えない状況にあります。(図表 19)

今後、成年後見制度や日常生活自立支援事業について、制度利用に関する周知、啓発を図るとともに、制度を必要とする住民の支援や利用につなげるための体制づくりを進める必要があります。

図表 19 成年後見制度の認知度



資料：アンケート調査

図表 20 町長申立て件数の推移

(単位:件)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	計
老人福祉法	1	1	0	1	1	4
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	0	0	1	0	0	1
知的障害者福祉法	0	1	0	0	0	1
計	1	2	1	1	1	6

資料：白石町（各年度末現在）

※首長(町長)申立てとは…親族がいない、いても遠方にいる、あるいは申し立てることを拒否する等の場合、本人が居住する地域の首長(市区町村長)が制度利用を申し立てることができます。これを成年後見制度の首長申立てと言います。(老人福祉法第 32 条、知的障害者福祉法第 28 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 51 条の 11 の 2)

【今後の取り組み】

区分	主な取り組み
一人ひとりが 取り組むこと (自助)	● 成年後見制度や日常生活自立支援事業についての理解を深め、必要に応じて利用するよう心がけます。
地域で 取り組むこと (共助)	● 成年後見制度利用者の支援や、制度の利用につなげるための体制づくりに協力します。 ● 認知症や知的障害、精神障害などにより適切な判断が難しい人が、地域において安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の使い方を提案・支援します。(日常生活自立支援事業) ● 後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりを進めます。
行政が取り 組むこと (公助)	● 成年後見制度に関する啓発に努め、制度の理解促進を図ります。 ● 地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に繋がります。 ● 町長申立や後見活動の報酬助成を行うことで、成年後見制度を必要とする人を利用につなげる支援を実施します。 ● 成年後見制度を必要とする人の支援や利用につなげるための体制づくりのため、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」として関わる地域連携ネットワークの構築を進めます。 ● 判断能力の低下に伴い権利擁護が必要な人への支援の在り方について、関係団体と連携しながら、協議・検討を進めます。 ● 成年後見制度に利用者に対し、密接な身上保護と見守りが行われるとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意向に基づいた福祉サービスや医療などのサービスの提供がなされるよう、支援体制の充実に努めます。 ● 社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業と連携し、認知症や障害の程度に応じてスムーズに成年後見制度へ移行できるように努めます。 ● 成年後見制度の利用を促進するため、関係機関、近隣市町と中核機関設置に向けて検討を進めます。

第6章 計画の実現のために

1. 支援関係機関等との連携・協働

地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、自治会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、老人クラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、ボランティア団体その他各種団体も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたって、これら地域福祉を担う主体と町・町社会福祉協議会が連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していきます。

2. 計画の進捗管理

本計画は、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極め、第3次白石町総合計画との整合性を考慮し、白石町総合計画に掲げる数値目標などを用いて地域福祉の推進の進捗を管理するとともに、福祉分野の個別計画などとも連携を図りながら、推進体制の整備と計画の点検・評価を行っていきます。

資料編

1. 白石町地域福祉計画策定委員会 委員名簿

第3期白石町地域福祉計画

令和4年3月

編集・発行 白石町 保健福祉課

〒849-1192 佐賀県杵島郡白石町大字福田 1247 番地 1

電話 : 0952-84-7116 FAX : 0952-84-6611

URL : <http://www.town.shiroishi.lg.jp/>
